事　務　連　絡
令和２年１月２８日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課　御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定を受けた
学校保健安全法上の対応について

中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に関しては，本日，新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が決定したところです（２月上旬施行予定）。

当該政令により指定感染症に指定されると，新型コロナウイルス感染症は，学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定める第一種感染症とみなされます（学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条第２項）。このため，各学校（専修学校を含み，各種学校を含まない。）の校長は，当該感染症にかかった児童生徒等があるときは，治癒するまで出席を停止させることができます。

つきましては、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して，都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して，国公立大学法人，大学又は高等専門学校

を設置する地方公共団体，文部科学大臣所轄学校法人，大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して，構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して，独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して，都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して，厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

なお，厚生労働省ホームページに掲載されている「中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に関するQ&A（令和２年１月27日版）」をお知らせしますので，必要に応じて御活用ください。

記

○関連情報ホームページ

（新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ））
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

（中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に関するQ&A（令和２年１月27日版））
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

＜本件連絡先＞
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
学校保健対策専門官
ＴＥＬ：03-6734-2976